

## 平成 22 年度 食品流通効率化・高度化推進検討委員会規約

### 第 1 条（委員会の名称）

本委員会の名称を、食品流通効率化・高度化推進検討委員会（以下「委員会」という。）とする。

### 第 2 条（目的）

委員会は、農林水産省による支援を得て取り組んだ事業をはじめ、これまで電子タグを活用して食品流通の効率化等を図った取組事例の調査を行い、現状分析や課題整理などの検証を加え、今後食品流通の効率化を一層推進する上で必要となる具体的な方策を検討することを目的とする。

### 第 3 条（検討事項）

委員会は、次の事項について検討する。

- (1) これまでの以下の実証事業の効果等の検証
  - ア 新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業（平成 20～21 年度）
  - イ 物流管理効率化新技術確立事業（平成 17～19 年度）
  - ウ 通い容器循環システム実証事業（平成 17 年度）
- (2) 今後食品流通の効率化を一層推進する上で必要となる具体的な方策  
（例）今後さらに電子タグを用いた実証事業を行う場合の事業のあり方  
電子タグ付き青果通い容器のロードマップ作成や電子タグ標準化 等
- (3) その他目的達成に必要な事項

### 第 4 条（委員会の構成）

- (1) 食品チェーン研究協議会会長は、有識者に委員会委員を委嘱する。
- (2) 委員会の座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 委員会は、会長の承認を得て、必要に応じて部会を置くことができる。

### 第 5 条（委員活動の制限）

実証団体に参加・協力した委員は、当該実証団体の評価に参加できない。

### 第 6 条（委嘱期間）

委員の委嘱期間は、委員委嘱を承諾した日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

### 第 7 条（出席のための費用）

委員会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、食品チェーン研究協議会の規程により支払うこととする。

### 第 8 条（事務局）

委員会の事務局は、食品チェーン研究協議会に設置する。

### 付 則

本規約は、平成 22 年 6 月 29 日より施行する。